学籍上の氏名の取扱いについて

下関市立大学学務部教務課

1. 学籍上の氏名について

本学において使用する学籍上の氏名は、入学手続時に本人が「身上報告書」に記載し、届け出た氏名とします。

2. 氏名表記について

本学のシステム、学生証、各種証明書等における氏名表記については、漢字は JIS 第1水準及び第2水準の文字を使用します。

氏名に本学システムで使用できない文字が含まれる場合は、代替文字に置き換えて表記します。
（例） 髙⇒高、吉⇒吉、﨑⇒崎 など。

3. 外国人留学生の氏名について

外国人留学生の氏名については、原則としてカタカナ表記とします。
ただし、漢字表記を希望する場合は、所定の手続きにより、氏名表記を変更することができます。

＊この場合に使用できる漢字についても、JIS 第1水準及び第2水準の文字に限ります。

4. 氏名の英語表記について

英文の証明書等に記載する氏名の英語表記については、ヘボン式ローマ字（外国人留学生はパスポート記載の英字表記）を使用し、「姓（ファミリーネーム）・名（ファーストネーム）」の順で表記します。

＊氏名は姓、名の先頭文字のみを大文字とします。

5. 氏名表記の変更について

学位記（卒業証書）及び看護師国家試験出願書類等については、所定の手続きにより氏名表記の変更（戸籍等に記載された漢字の使用）が可能です。申請方法等の詳細については、別途ご案内します。